

1. 結論

図表 1 測った 3 つ

測ったこと	結果
発行済の株数	2,000 株
持ち主が分からない株	11.0%
身内の外が持つ割合	24.0%
連絡が取れない先	2 名

資料: 本文の各節から

2. なぜ先にこれを作るか

2026 年上半期の「後継者難」倒産は **264 件**で、2013 年以降でもっとも多くなりました（東京商工リサーチ）。

承継の相談は「誰に継ぐか」から始まりがちですが、**その前に「誰が株を持っているか」を確かめる必要があります**。名義書換が止まっている、退職した役員と連絡が取れない——こうした株は、話が具体的になってから出てくると止まります。

3. いま誰が持っているか

図表 2 株主の一覧

株主	続柄	株数	割合	連絡	株券	名簿
代表取締役本人	本人	1,120	56.0%	取れる	会社で保管	記載あり
代表の配偶者	配偶者	240	12.0%	取れる	会社で保管	記載あり
代表の長男	長男（専務・後継予定）	160	8.0%	取れる	会社で保管	記載あり
創業時の共同出資者	第三者	200	10.0%	取れる	本人が保管	記載あり

株主	続柄	株数	割合	連絡	株券	名簿
元専務 (2011 年退職)	元役員	120	6.0%	取れない	不明	記載あり（住所は 1998 年のまま）
創業時の共同 出資者の相続 人	第三者の相続 人	100	5.0%	取れない	不明	記載なし（名義書換が未了）
取引先の社長 (名義のみ)	第三者	60	3.0%	取れる	会社で保管	記載あり

資料: 株主名簿と、当社の聞き取り（2026-09-30）

区分	株数	割合
承継側（本人・配偶者・長男 (専務・後継予定)）	1,520	76.0%
それ以外	480	24.0%
うち連絡が取れない	220	11.0%

4. 決議に届くか

会社法が定める割合に、**承継側の株だけで届くか**を出しました。

図表 3 決議に必要な株数

決議	必要な割合	必要な株数	届くか	足りない株数	何を決めるとき
普通決議	50.00%	1,000	届く	—	役員の選任・計算書類の承認
特別決議	66.67%	1,334	届く	—	定款変更・事業譲渡・組織再編
特殊決議	75.00%	1,500	届く	—	全部の株式に譲渡制限を付ける 定款変更

資料: 会社法の定め（割合）と、本書の株主の一覧から計算

特殊決議（75.00%）まで届いています。ただし 11.0% が連絡の取れない株です。招集通知が届かない株主がいる状態では、決議そのものの有効性が争われます。

5. どこから手を付けるか

株数の多い順ではありません。株数 × (連絡の取れなさ + 名簿の不備 + 株券の所在 + 論点の有無) で並べています。連絡が取れて名簿も合っている株は、株数が多くても話せば済みます。

図表 4 危ない順

順	株主	株数	危なさ	何が問題か
1	元専務 (2011 年退職)	120	600	2011 年の退職以来 15 年、通知が返送されている
2	創業時の共同出資者の相続人	100	600	被相続人の死亡は把握しているが、相続人が誰かを会社が確認していない
3	創業時の共同出資者	200	200	2019 年に売却の意向を示したが、価格が折り合わず保留のまま
4	取引先の社長 (名義のみ)	60	60	出資金は代表が出しており、本人も「名前を貸しただけ」と言っている

資料: 当社試算 (株数 × (連絡の取れなさ + 名簿の不備 + 株券の所在 + 論点の有無))

6. 連絡が取れない株主について

2 名・220 株 (11.0%) が、連絡の取れない状態です。

会社法は、5 年にわたって通知が到達せず剰余金の配当も受領されない株主について、その株式を競売または売却できる手続を定めています。

中小企業経営承継円滑化法には、この 5 年を 1 年に短縮する特例があります。都道府県の認定と、一定の手続保障が前提です。

株主	株数	いつから	次にすること
元専務（2011 年退職）	120	2011 年の退職以来 15 年、通知が返送されている	通知の到達を試み、記録を残す
創業時の共同出資者の相続人	100	被相続人の死亡は把握しているが、相続人が誰かを会社を確認していない	通知の到達を試み、記録を残す

この特例は時間がかかります。認定の申請から売却まで、年単位で見えておく必要があります。承継の話が具体化してから始めると間に合いません。

7. この先の進め方

- ・ **株主名簿を最新にする** — 名義書換が止まっているもの確かめる
- ・ **株券の所在を確かめる** — 会社保管か、本人保管か、不明か
- ・ **連絡が取れない株主に通知を試みる** — 届かなかった記録を残す
- ・ **名義株の扱いを決める** — 出資金を誰が出したかの資料を探す
- ・ **専門家に渡す** — ここまで揃えば、弁護士・税理士の仕事が速くなります

この書類は、専門家に渡すための準備です。当社は株式の評価も、税務の判断も、法律の助言もいたしません。誰が何株持っていて、何が分からないのかを揃えるところまでです。